

## 清涼飲料水の規格基準改正に係る基本的考え方について（案）

### I. 現 状

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の各条において規定される「清涼飲料水」は、現行、

- ・ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）

- ・冷凍果実飲料

- ・原料用果汁

- ・ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水に区分され、清涼飲料水一般の成分規格（混濁、沈殿物、重金属類（ヒ素、鉛、カドミウム及びスズ）、微生物（大腸菌群、腸球菌及び緑膿菌）及びパツリン）に加え、それぞれ製造基準が定められている。また、「ミネラルウォーター類」と「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」にあっては、製造基準において原水の基準が定められている。

### II. 改正の基本方針

#### 1. 規格の枠組の見直し

##### (1) 分類の整理

現行の「ミネラルウォーター類」は水のみを原料とする清涼飲料水であり、水以外に多種多様な原料を使用して製造されるそれ以外の清涼飲料水とは、その性質・製造方法が異なるものであることから、「ミネラルウォーター類」を、「飲料水（仮称）」として、個別に規定する。

また、水のみを原料とする清涼飲料水のうち、コーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格（以下「NMW 規格」という。）に準拠するもの（殺菌又は除菌を行わないもの）は「ナチュラルミネラルウォーター（仮称）」として同様に個別に規定する。

##### ① 飲料水

水のみを原料とする清涼飲料水のうち、「ナチュラルミネラルウォーター」以外のものをいう。

##### ② ナチュラルミネラルウォーター

水のみを原料とする清涼飲料水のうち、NMW 規格に準拠するもの（殺菌又は除菌を行わないもの）をいう。

##### ③ その他の清涼飲料水

「飲料水」及び「ナチュラルミネラルウォーター」以外の清涼飲料水をいう。

## (2) 原水基準の設定の考え方の整理

### ① 飲料水

水のみを原料とする「飲料水」は、その製造において殺菌又は除菌以外の処理を行わないものがほとんどであり、原水基準と成分規格の双方による規制は不要であることから、原水基準を設けず、成分規格に統合して規定する。

### ② ナチュラルミネラルウォーター

「飲料水」と同様、原水基準と成分規格の双方による規制は不要であることから、原水基準を設けず、成分規格に統合して規定する。

また、NMW 規格に準拠し、泉源の衛生管理についても成分規格の中で規定する。

### ③ その他の清涼飲料水

水以外の原料も使用して製造されることから、原水基準と成分規格の双方を規定する。

なお、この場合の原水とは、地下水等から取水した時点の水ではなく、その製造において原料として用いる時点の水をいうことから、名称を「原料水（仮称）」に改め、原料水としては、水道水に加えて、「飲料水」及び「ナチュラルミネラルウォーター」の成分規格に適合する水を使用できることとする。

また、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において規定されている原水基準は、「飲用適の水」として、他の複数の個別食品（食肉製品等）の製造基準において、製造、加工等に用いられる水（食品製造用水）に準用されている。この機会に、食品一般の製造、加工及び調理基準において規定するよう整備する。

## 2. 規制対象項目についての考え方

「飲料水」、「ナチュラルミネラルウォーター」及び「その他の清涼飲料水」の成分規格における規制対象項目については、我が国の水道法に基づく基準やコーデックスの飲料水に関する規格、WHO の飲料水水質ガイドライン等を踏まえ、以下の整理により見直しを行う。

### (1) 化学物質等（農薬を除く）

食品安全委員会の食品健康影響評価が終了したものについて、水道法に基づく基準の検討状況等を踏まえて、以下の方針により逐次見直しを行っていく。

#### ○ 「飲料水」の成分規格

現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準をもとに、水道法の水質基準及び水質管理目標の人の健

康の保護に関する項目（健康関連項目）及びWHOの飲料水水質ガイドラインを参考として基準値設定項目の見直しを行う。ただし、水の性状の観点から基準値が設定されている物質であっても、健康の観点での指標値が存在する場合にあっては個別に考慮する。

#### ○ 「ナチュラルミネラルウォーター」の成分規格

現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準をもとに、原則としてNMW規格に準拠した規格に移行する。

#### (2) 重金属類

現行の清涼飲料水一般の成分規格において、「検出するものであってはならない」と規定されているヒ素、鉛及びカドミウムについては、「飲料水」及び「ナチュラルミネラルウォーター」にあっては、成分規格において、化学物質等と同様の方針により基準値を設定する。一方、「その他の清涼飲料水」にあっては、成分規格において、水以外の原料も使用して製造されること、一般的な摂取量、定量限界等を考慮して適切な基準値を設定する。

また、スズの含有量に係る規定(150.0ppmを超えるものであってはならない)については、缶入りのものに限って適用する。

#### (3) 微生物

コーデックスにおいて微生物規格の改定作業が進んでおり、その方向性、厚生労働科学研究の成果等を踏まえて、別途検討を行う。

#### (4) 農薬

食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度との整合を考慮し、別紙のとおり取扱う。